

益茂の証券総合取引約款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>第 1 章 証券総合取引</p>	<p>第 1 章 証券総合取引</p>
<p>第 2 条 証券総合取引の利用</p> <p>(1) お客様は、この約款に基づいて次の から__ に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。 ～ (現 行 ど お り) (削 除)</p> <p>__ 第 9 章に定める投資信託の累積投資取引 __ 第 1 0 章に定める岡三の投信積立プラン及 びミリオン(従業員積立投資プラン)の契約 __ 第 1 1 章に定める国内外貨建債券取引 __ 有価証券、その他当社において取扱う証券 から発生する利金・分配金及び第 9 章第 9 条 に定める返還金を第 9 章に定める投資信託の 累積投資コースへ入金する取引</p> <p>(2) お客様は、上記 (1) __ の取引については、 次の から に掲げる取扱方法によりご利用い ただけます。 ～ (現 行 ど お り)</p> <p>(3) (現 行 ど お り)</p>	<p>第 2 条 証券総合取引の利用</p> <p>(1) お客様は、この約款に基づいて次の から__ に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。 ～ (省 略) <u>第 9 章に定める上場投資信託受益権振替決 済取引</u> __ 第 1 0 章に定める投資信託の累積投資取引 __ 第 1 1 章に定める岡三の投信積立プラン及 びミリオン(従業員積立投資プラン)の契約 __ 第 1 2 章に定める国内外貨建債券取引 __ 有価証券、その他当社において取扱う証券 から発生する利金・分配金及び第 1 0 章第 9 条に定める返還金を第 1 0 章に定める投資信 託の累積投資コースへ入金する取引</p> <p>(2) お客様は、上記 (1) __ の取引については、 次の から に掲げる取扱方法によりご利用い ただけます。 ～ (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p>
<p>第 2 章 証券総合口座サービスの利用</p>	<p>第 2 章 証券総合口座サービスの利用</p>
<p>第 4 条 ご入金、ご出金、日本 M R F の自動取得・ 換金</p> <p>次の (1) から (4) に定める日本 M R F の取得 の時期・価額・キャッシング及び換金については、 第 3 章「日本 M R F の契約」によるものとします。</p> <p>(1) ご入金の取扱い</p> <p>お客様が、金銭を当社に払込む場合、特に お客様よりお申出がない限り、日本 M R F の <u>自動取得を行います。</u></p> <p>お客様が、有価証券等の買付代金等の充当 のために金銭を当社に払込む場合であって も、当該買付代金等の払込期日の <u>2 営業日前</u> までに受入れたものについては、特にお客様 よりお申出がない限り、日本 M R F の <u>自動取 得を行います。</u></p> <p>有価証券等の買付代金等を超える額の払込 金については、その差額分について、特に お客様よりお申出がない限り、日本 M R F の <u>自 動取得を行います。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p>第 4 条 ご入金、ご出金、日本 M R F の自動取得・ 換金</p> <p>次の (1) から (4) に定める日本 M R F の取得 の時期・価額・キャッシング及び換金については、 第 3 章「日本 M R F の契約」によるものとします。</p> <p>(1) ご入金の取扱い</p> <p>お客様が、金銭を当社に払込む場合、特に お客様よりお申出がない限り、日本 M R F の 取得 <u>申込があったものとして取扱います。</u></p> <p>お客様が、有価証券等の買付代金等の充当 のために金銭を当社に払込む場合であって も、当該買付代金等の払込期日の <u>前営業日午 後 3 時 3 0 分までに当該払込金の受入れを当 社が確認できたものについては、特にお客様 よりお申出がない限り、日本 M R F の取得申 込があったものとして取扱います。</u></p> <p><u>上記 にかかわらず、お客様が、有価証券 等の買付代金等を超える額の金銭を払込み、 当該買付代金等の払込期日の前営業日午後 3 時 3 0 分を過ぎて払込金の受入れを当社が確 認できた場合は、その差額分についてのみ、 特にお客様よりお申出がない限り、日本 M R F の取得 <u>申込があったものとして取扱いま す。</u></u></p> <p><u>上記 、 及び の場合は、午後 3 時 3 0 分までに当社が当該払込金の受入れを確認で きたものについては払込日の当日に、午後 3 時 3 0 分を過ぎて当社が当該払込金の受入れ を確認できたものについては払込日の翌営業 日に、日本 M R F をお客様に代わって取得し ます。</u></p>

変 更 後	変 更 前
(2) ~ (4) (現 行 ど お り)	(2) ~ (4) (省 略)
第 4 章 有価証券の保護預り取引	第 4 章 有価証券の保護預り取引
第 2 条 保護預り証券	第 2 条 保護預り証券
(1) 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、本章の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。	(1) 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、本章、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）その他の法令又は株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程及び業務規程施行規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。
(2) 当社は、上記（ 1 ）によるほか、お預りした証券が振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。	(2) 当社は、上記（ 1 ）によるほか、お預りした証券が機構の行う振替決済以外の振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。
(3) (現 行 ど お り)	(3) (省 略)
第 3 条 保護預り証券の保管方法及び保管場所	第 3 条 保護預り証券の保管方法及び保管場所
当社は、保護預り証券について金商法第 4 3 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次の から__のとおりお預りします。	当社は、保護預り証券について金商法第 4 3 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次の から__のとおりお預りします。
保護預り証券については、当社が定める保管場所において安全確実に保管します。	<u>機構が行う証券保管振替制度（以下「保振制度」といいます。）の振替決済、機構が行う保振制度以外の振替決済及び第 2 条（ 2 ）に規定する振替決済に係る保護預り証券以外の保護預り証券については、当社が定める保管場所において安全確実に保管します。</u>
(削 除)	<u>機構が行う保振制度の振替決済及び機構が行う保振制度以外の振替決済に係る保護預り証券については、特にお申出のない限り機構で混蔵して保管します。この場合、機構においては、預託された株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下本章第 2 4 条を除き「株券等」といいます。）を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。</u>
(削 除)	(省 略)
__ ~ __ (現 行 ど お り)	__ ~ __ (省 略)
__ 上記__ による保管は、大券をもって行うことがあります。	__ 上記 及び __ による保管は、大券をもって行うことがあります。また、上記 による保管株券等については、機構が発行者に対し法律に定める不所持の申出をすることがあります。
(削 除)	当社は、上記 の規定による保管が行われることとなる株券等であっても、上記 の規定にかかわらず、上記 に規定する保管場所において保管することがあります。
(削 除)	受益証券発行信託の受益証券（金商法第 2 条第 1 項第 1 4 号に規定するものをいいます。以下同じ。）については、機構からの委託に基づき、当該受益証券の受託者で混蔵して保管することがあります。
第 4 条 混蔵保管等に関する同意事項	第 4 条 混蔵保管等に関する同意事項
第 3 条の規定により混蔵して保管する証券については、次の 及び の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。	(1) 第 3 条の規定により混蔵して保管する証券については、次の 及び の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

変 更 後	変 更 前
<p>~ (現行どおり) (削 除)</p>	<p>~ (省 略)</p> <p>(2) 第 3 条 の規定により機構が混蔵して保管する証券については、上記 (1) のほか次の からの事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>当社の顧客口座簿に預託株数等の数量が記載されたときに、機構に預託されたものとみなされ、お客様は、当該顧客口座簿に記載された預託株数等の数量に応じた証券の占有者とみなされること。</p> <p>機構が機構名義の預託株券等につき発行者に対し、法律に定める不所持の申出をした場合には、当該株券等は機構に預託されているものとみなされること。</p> <p>当社は、株主、優先出資者及び投資主（以下「株主等」といいます。）に対する剰余金配当等諸権利の割当基準日（以下「権利確定日」といいます。）等の一定の日には株券等の預託を受けないこと。また、当社は、元利金支払日の前営業日等の一定の日には転換社債型新株予約権付社債券（平成 1 4 年 3 月 3 1 日までの発行決議に基づき発行された「転換社債券」を含みます。以下同じ。）の預託を受けないこと。</p> <p>当社は、機構の定める一定の日には受益証券発行信託の受益証券の預託を受けないこと。</p> <p>保振制度の振替決済に係る株券等で法律により外国人、外国法人等の名義書換の制限が行われている発行者の預託株券等については、お客様が外国人、外国法人等である場合、権利確定日等の前にお客様から当該株券等の返還のご請求があったものとして扱い、当社はこれに基づき機構から当該株券等の返還を受ける場合があること。</p> <p>預託証券の株式、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資及び投資口（以下「株式等」といいます。）について取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の併合もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等又は株主等に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等又は預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使（転換社債券については「株式への転換」と読み替えます。以下同じ。）があった場合には、新たに当該株式等が交付等されたときに株券等が機構に預託されたものとみなされること。</p> <p>預託証券の株式等について併合・減資又は商号変更等株券等を発行者へ提出することが必要な場合は、預託株券等の返還のご請求があったものとして取扱うこと。</p> <p>預託株券の発行者が債務超過の場合において、株式の全部を零にする資本金の額の減少を行った場合、当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合、又は当該発行者が清算結了の登記を行った場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める</p>

変 更 後	変 更 前
<p>第6条 保護預り証券の口座処理</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要であると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。</p> <p>(3) お客様のご依頼により当社の口座から他の参加者の口座へ振替の手続きを行う場合は、当社所定の手続料をいただくことがあります。</p>	<p><u>日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を廃棄すること。</u></p> <p><u>預託証券の受益証券発行信託の受益証券が金融商品取引所において上場廃止となった場合は、信託契約に基づいて信託財産等が、返還されることがあること。</u></p> <p><u>預託証券の受益証券発行信託の受益証券の信託財産である外国株券（金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいいます。）の発行者が株式の全部を零にする資本金の額の減少を行った場合、外国株券の発行者の破産手続開始により、受託有価証券の有価証券としての価値が失われたことを機構が確認した場合又は外国株券の発行者が清算終了の登記を行った場合は、機構が、当該受益証券発行信託の受益証券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託受益証券発行信託の受益証券を廃棄すること。</u></p> <p><u>合併等による転換社債型新株予約権付社債に係る債務の承継に際し、預託転換社債型新株予約権付社債券を発行者へ提出することが必要な場合は、お客様から返還のご請求がない限り、当社が機構を通じて消滅会社等の預託転換社債型新株予約権付社債券の提出及び存続会社等の転換社債型新株予約権付社債券の受領を行うこと。</u></p> <p><u>取得条項が付された転換社債型新株予約権付社債券の発行者が当該転換社債型新株予約権付社債券を全部取得し、対価として当該発行者の株式を交付する場合は、お客様から返還のご請求がない限り、当社が機構を通じて預託転換社債型新株予約権付社債券の提出及び新たに交付される株式に係る株券の受領を行うこと。</u></p> <p>第6条 保護預り証券の口座処理</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>機構が行う保振制度の振替決済に係る証券、機構が行う保振制度以外の振替決済に係る証券又は金融商品取引所もしくは決済会社の振替決済に係る証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要であると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。</u></p> <p>(3) <u>保振制度によりお預りした株券等について、お客様のご依頼により当社の口座から他の参加者の口座へ振替の手続きを行う場合は、当社所定の手続料をいただくことがあります。</u></p>

変 更 後	変 更 前
<p>(削 除)</p>	<p>第8条 実質株主等の通知等に係る処理 <u>保振制度により株券等をお預りした場合には、発行者に対するお客様の権利は、保振法及び機構の定める方法により、次のとおり取扱います。</u> (1) <u>当社は権利確定日等までに、お客様のお申出による住所、氏名、その他機構が定める事項を書面により発行者に届出ます。</u> (2) <u>当社は、権利確定日等における実質株主等の住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構に報告するとともに、機構はこれを実質株主等として発行者に通知します。</u> (3) <u>発行者は、実質株主等の通知に基づき実質株主名簿、実質優先出資者名簿及び実質投資主名簿（以下「実質株主名簿等」といいます。）を作成します。実質株主名簿等の記載は、株主名簿、優先出資者名簿及び投資主名簿の記載と同一の効力を有します。</u> (4) <u>上記（1）により届出た住所、氏名等に変更が生じた場合は、当社所定の方法によりお申出をいただき、当社はこれを発行者に通知します。</u> (5) <u>当社は、お客様から特にお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託株券等に係るお客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構を経由して発行者に通知することがあります。</u> (6) <u>お客様が、機構への預託株券等を当社から他の参加者へ又は他の参加者から当社へ預け替えをした場合は、発行者に対する株主等としての継続性は失われる恐れがあります。</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p>第9条 受益者の通知等に係る処理 <u>受益証券発行信託の受益証券をお預りした場合には、受益証券の受託者（受益証券発行信託の受益証券の受益権原簿管理人を含みます。以下本条において同じ。）に対するお客様の権利は、信託契約及び機構の定める方法により、次のとおり取扱います。</u> (1) <u>当社は、受益証券発行信託の受益証券の権利確定日及び信託の計算期間の終了日等までに、お客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を書面により受益証券の受託者に提出します。</u> (2) <u>当社は、受益証券発行信託の受益証券の権利確定日及び信託の計算期間の終了日等における受益者の住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構に報告するとともに、機構はこれを受益者として受益証券の受託者に通知します。</u> (3) <u>上記（1）のお申出による住所、氏名等に変更が生じた場合は、当社所定の方法によりお申出をいただき、当社はその旨を記載した書類を受益証券の受託者に提出します。</u> (4) <u>当社は、お客様から特にお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託受益証券に係るお客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構を経由して受益証券の受託者に通知することがあります。</u> (5) <u>お客様が機構への預託受益証券を当社から他の口座管理機関へ又は他の口座管理機関から当</u></p>

変 更 後	変 更 前
<p>第8条 お客様への連絡事項 (1) 当社は、保護預り証券について、次の からの事項をお客様にお知らせします。 名義書換又は提供を要する場合には、その期日 ~ (現行どおり) (2) ~ (4) (現行どおり)</p> <p>第9条 名義書換等の手続きの代行等 (1) 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p>社へ預け替えをした場合は、受益証券の受託者に対する受益者としての継続性は失われる恐れがあります。</p> <p>第10条 連絡事項 (1) 当社は、保護預り証券について、次の からの事項をお客様にお知らせします。 名義書換又は提供を要する場合（保振制度により株券等をお預りした場合を除きます。）には、その期日 ~ (省 略) (2) ~ (4) (省 略)</p> <p>第11条 名義書換等の手続きの代行等 (1) 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。<u>この場合、預託転換社債型新株予約権付社債券について、機構を通じて新株予約権の行使をするときは、機構が発行者に対し転換社債型新株予約権付社債券及び新株予約権行使請求に要する書類（転換社債券については「転換請求書」と読み替えます。）を提出した日に、新株予約権行使（転換社債券については「転換請求」と読み替えます。以下同じ。）の効力が生じます。ただし、機構が権利確定日前で新株予約権行使の申出を受けない一定期間において、お客様から新株予約権行使をお申出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受け、直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。</u> (2) <u>法律により外国人、外国法人の保有する株券の名義書換の制限が行われている発行者の預託転換社債型新株予約権付社債券については、お客様が外国人、外国法人等である場合、お客様から新株予約権行使をお申出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受ける場合があります。この場合、当社は直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。</u> (3) <u>機構に預託されている単元未満株式（預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使により生じたものを含みます。）の買取請求については、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し買取請求書を提出した日に買取請求の効力が生じます。</u> (4) 当社は、ご依頼があるときは、受益証券発行信託の受益証券について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。</p>

変 更 後	変 更 前
	<p>なお、当該転換により取得した信託財産については、本章によらず、別に定める規定により管理することがあります。</p>
(削 除)	<p>(5) 当社は、ご依頼があるときは、受益証券発行信託の受益証券の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該受益証券発行信託の受益証券への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。</p>
(2) (現 行 ど お り)	(6) (省 略)
<p>第 1 0 条 償還金等の代理受領 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還金を含みません。以下同じ。）又は利金（分配金を含みません。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>	<p>第 1 2 条 償還金等の代理受領 (1) 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還金を含みません。以下同じ。）又は利金（分配金を含みません。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>
(削 除)	<p>(2) 預託転換社債型新株予約権付社債券の償還金（第 5 条の規定に基づき決定された償還金を除きます。）又は利金については、機構が代理受領したうえで、元利金支払事務取扱者を通じて当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>
(削 除)	<p>第 1 3 条 受益証券発行信託の受益証券の信託財産の配当等の処理 受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る配当又は分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、受託者が処理することとします。</p>
(削 除)	<p>第 1 4 条 受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る議決権の行使 受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含みません。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。</p>
(削 除)	<p>第 1 5 条 受益証券発行信託の受益証券に係る議決権の行使等 受益証券発行信託の受益証券に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。</p>
(削 除)	<p>第 1 6 条 株主総会の書類等の送付等 受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び受益証券発行信託の受益証券に係る信託決算の報告書の送付等は、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が信託契約に定める方法により行います。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>第11条 保護預り証券の返還 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続き下さい。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p>第17条 保護預り証券の返還 (1) 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続き下さい。 なお、機構に保管されていた株券等の場合、お客様が機構に預託されたときの名義と異なる名義の株券等が返還されます。 (2) 機構に保管されている株券等については、権利確定日等一定の日、また、機構に預託されている転換社債型新株予約権付社債券については、元金支払期日の前日等の一定の日は、それぞれ返還のご請求に応じられないことがあります。 (3) 保護預り株券の発行者が債務超過の場合において、株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき、当該発行者が破産手続開始の決定を受けたとき、又は当該発行者が清算終了の登記を行った場合は、あらかじめ当社が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、当該保護預り株券を廃棄することがあります。 (4) 機構に保管されている受益証券発行信託の受益証券については、信託契約に定める事由以外には受益証券の返還のご請求に応じられないこととなっております。また、信託契約に定める事由であっても、機構の定める規則により、権利確定日等の一定の日には受益証券の返還のご請求に応じられないことがあります。</p>
<p align="center">第5章 株式等振替決済取引</p>	<p align="center">第5章 株式等振替決済取引</p>
<p>第1条 本章の趣旨 本章は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う振替株式等（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p>	<p>第1条 本章の趣旨 本章は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う振替株式等（<u>上場投資信託受益権を除きます。</u>以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。<u>また、振替株式等の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。</u></p>
<p>第7条 発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出 (1) (現行どおり) (2) 上記(1)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式については、総株主通知又は個別株主通知、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替受益権又は振替上場投資信託受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知、受益者登録の請求の取次ぎもしくは総受益者通知（以下第34条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p>第7条 発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出 (1) (省 略) (2) 上記(1)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式については、総株主通知又は個別株主通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>第10条 振替の申請</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>当該振替において減少及び増加の記載又は記録されるべき振替株式等の銘柄及び数量又は口数</p> <p>(現行どおり)</p> <p>上記 の振替決済口座において減少の記載又は記録されるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録されるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者又は受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに上記 の数量又は口数のうち当該株主等ごとの数量又は口数</p> <p>特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに上記 の数量又は口数のうち当該特別株主等ごとの数量又は口数</p> <p>~ (現行どおり)</p> <p>上記 の口座において増加の記載又は記録されるのが質権欄である場合には、振替数量又は口数のうち株主等ごとの数量又は口数並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(3) 上記(2) の口数は、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>(4) ~ (5) (現行どおり)</p> <p>(6) 上記(2) の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を上記(2) の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p> <p>第14条 担保株式等の取扱い</p> <p>(1) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主のお申出、特別投資主のお申出、特別優先出資者のお申出又は特別受益者のお申出をすることができます。</p> <p>(2) お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録された担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益</p>	<p>第10条 振替の申請</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>当該振替において減少及び増加の記載又は記録されるべき振替株式等の銘柄及び数量</p> <p>(省 略)</p> <p>上記 の振替決済口座において減少の記載又は記録されるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録されるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主又は優先出資者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに上記 の数量のうち当該株主等ごとの数量</p> <p>特別株主、特別投資主もしくは特別優先出資者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに上記 の数量のうち当該特別株主等ごとの数量</p> <p>~ (省 略)</p> <p>上記 の口座において増加の記載又は記録されるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主ごとの数量並びに当該株主の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(3) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) 上記(2) の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口又は振替優先出資を上記(2) の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口又は振替優先出資の株主、投資主もしくは優先出資者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p> <p>第14条 担保株式等の取扱い</p> <p>(1) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、特別株主のお申出、特別投資主のお申出又は特別優先出資者のお申出をすることができます。</p> <p>(2) お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録された担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債及び担保新株予約権(以下「担保株式等」といいます。)</p>

変更後	変更前
<p>権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>(3) お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量又は口数についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p>	<p>の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>(3) お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p>
<p>第15条 担保設定者となるべき旨のお申出</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨のお申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨のお申出の取次ぎを請求することができます。</p>	<p>第15条 担保設定者となるべき旨のお申出</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) お客様が特別株主、特別投資主又は特別優先出資者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、特別株主、特別投資主又は特別優先出資者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p>
<p>第19条 振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い</p> <p>お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、抹消の申請があったものとみなします。</p>	<p>第19条 振替新株予約権付社債の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い</p> <p>お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債について、抹消の申請があったものとみなします。</p>
<p>第24条 振替受益権の併合等に係る手続き</p> <p>(1) 当社は、振替受益権の併合又は分割により、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>(2) 当社は、信託の併合又は分割により、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第25条 振替上場投資信託受益権等の抹消手続き</p> <p>振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第26条 配当金等に関する取扱い</p> <p>(1) お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。</p>	<p>第24条 配当金等に関する取扱い</p> <p>(1) お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金（振替投資口にあつては分配金。以下本条において同じ。）を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。</p>

変更後	変更前
<p>(2) お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して上記（1）の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>(3) (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。</p> <p>発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が上記により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること。</p> <p>お客様が次のイからハに掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者 ロ～ハ (現行どおり)</p> <p>(4) 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。</p> <p>第27条 振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等</p> <p>(1) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定</p>	<p>(2) お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金を受領する方法（以下「登録配当金受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金の支払いを行うことにより、お客様が配当金を受領する方式（以下「株式数比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して上記（1）の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>(3) (省 略) (省 略)</p> <p>お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。</p> <p>(省 略)</p> <p>お客様に代理して配当金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金の受領割合等については、発行者による配当金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。</p> <p>発行者が、お客様の受領すべき配当金を、機構が上記により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金支払債務が消滅すること。</p> <p>お客様が次のイからハに掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ 機構に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者 ロ～ハ (省 略)</p> <p>(4) 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。</p> <p>(新 設)</p>

変 更 後	変 更 前
<p>めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。</p> <p>なお、当該転換により取得した信託財産については、本章によらず、当社が別に定める規定により管理することがあります。</p> <p>（２）当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。</p>	
<p>第 2 8 条 振替受益権の信託財産の配当等の処理</p> <p>振替受益権の信託財産に係る配当金又は分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。</p>	(新 設)
<p>第 2 9 条 振替受益権の信託財産に係る議決権の行使</p> <p>振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含みます。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。</p>	(新 設)
<p>第 3 0 条 振替受益権に係る議決権の行使等</p> <p>振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。</p>	(新 設)
<p>第 3 1 条 振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等</p> <p>振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。</p>	(新 設)
<p>第 3 2 条 振替受益権の証明書の請求等</p> <p>（１）お客様は当社に対し、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付を請求することができます。</p> <p>（２）お客様は、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。</p>	(新 設)
<p>第 3 3 条 振替受益権の発行者への通知</p> <p>当社は、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において発行者に対して提供されることに</p>	(新 設)

変 更 後	変 更 前
<p>き、お客様にご同意いただいたものとして取扱い ます。</p>	
<p>第34条 総株主通知等に係る処理</p>	<p>第25条 総株主等の通知等に係る処理</p>
<p>(1) 当社は、振替株式等について、機構に対し、 機構が定めるところにより、株主確定日（振替 新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債 権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予 約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確 定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっ ては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益 権にあっては信託の計算期間終了日、振替受益 権にあっては受益者確定日。以下この条におい て同じ。）における株主（振替新株予約権付社 債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株 予約権にあっては新株予約権者、振替投資口に あっては投資主、協同組織金融機関の振替優先 出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託 受益権及び振替受益権にあっては受益者。な お、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登 録優先出資質権者となるべき旨のお申出をした 場合を含みます。以下「通知株主等」といいま す。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口 座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び 数量又は口数、その他機構が定める事項を報告 します。</p>	<p>(1) 当社は、振替株式等について、機構に対し、 機構が定めるところにより、株主確定日（振替 新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債 権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予 約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確 定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっ ては優先出資者確定日）における株主（振替新 株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権 者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、 振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機 関の振替優先出資にあっては優先出資者。な お、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登 録優先出資質権者となるべき旨のお申出をした 場合を含みます。以下「通知株主等」といいま す。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口 座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び 数量、その他機構が定める事項を報告します。</p>
<p>(2) 機構は、上記(1)の規定により報告を受け た内容等に基づき、総株主通知等の対象となる 銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株 主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有す る振替株式等の銘柄及び数量又は口数、その他 機構が定める事項を通知します。この場合にお いて、機構は、通知株主等として報告したお客 様について、当社又は他の口座管理機関から通 知株主等として報告しているお客様と同一の者 であると認めるときは、その同一の者に係る通 知株主等の報告によって報告された数量を合算 した数量又は口数によって、通知を行います。</p>	<p>(2) 機構は、上記(1)の規定により報告を受け た内容等に基づき、総株主等の通知対象となる 銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株 主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有す る振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定 める事項を通知します。この場合において、機 構は、通知株主等として報告したお客様につ いて、当社又は他の口座管理機関から通知株主等 として報告しているお客様と同一の者であると 認めるときは、その同一の者に係る通知株主等 の報告によって報告された数量を合算した数量 によって、通知を行います。</p>
<p>(3) (現行どおり)</p>	<p>(3) (省 略)</p>
<p>(4) <u>振替上場投資信託受益権の発行者が機構を通 じて受益者登録ができる旨を定めている場合に は、お客様は、当社に対し、信託の計算期間終 了日における振替上場投資信託受益権に係る受 益者登録の請求の取次ぎを委託していただくこ ととなります。</u></p>	<p>(3) (新 設)</p>
<p>第37条 振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に 伴う取扱い</p>	<p>第28条 振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に 伴う取扱い</p>
<p>(1) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は 振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、 発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券 又は受益証券を発行するときは、お客様は、当 社に対し、発行者に対する新株予約権付社債 券、新株予約権証券又は受益証券の発行請求の 取次ぎを委託していただくこととなります。ま た、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券 又は受益証券は、当社がお客様に代わって受領 し、これをお客様に交付します。</p>	<p>(1) 振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の 取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債 券又は新株予約権証券を発行するときは、お客 様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権 付社債券又は新株予約権証券の発行請求の取次 ぎを委託していただくこととなります。また、 当該新株予約権付社債券又は新株予約権証券 は、当社がお客様に代わって受領し、これをお 客様に交付します。</p>
<p>(2) 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予 約権又は振替上場投資信託受益権の取扱い廃止</p>	<p>(2) お客様は、振替新株予約権付社債又は振替新 株予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場</p>

変更後	変更前
<p>に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>第41条 当社の連帯保証義務 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の及びに定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。</p> <p>振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量又は口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、<u>振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務</u> （ 現行どおり ）</p> <p>第42条 複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録されている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次のから掲げる事項を通知します。</p> <p>（ 現行どおり ）</p> <p>当該銘柄についてのお客様の権利の数量又は口数を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）</p> <p>同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録される場合、上記の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量又は口数</p> <p>第46条 振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意（特例上場投資信託受益権） お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、次の及びに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにからまでに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出な</p>	<p>合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>第32条 当社の連帯保証義務 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の及びに定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。</p> <p>振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金の支払いをする義務 （ 省 略 ）</p> <p>第33条 複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録されている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。</p> <p>（ 省 略 ）</p> <p>当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）</p> <p>同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録される場合、上記の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量 （ 新 設 ）</p>

変 更 後	変 更 前
<p>ど) <u>移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと</u> <u>振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、本章の規定により管理すること</u> <u>機構が必要と認める日においては、上記に掲げる申請を受け付けないこと</u> <u>振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</u></p> <p>第47条 振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意（特例受益権） 「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第61条の規定による振替法の一部改正の施行に伴い、お客様が有する特例受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、次の 及び に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに から までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。 <u>振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請</u> <u>その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）</u> <u>移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと</u> <u>振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、本章の規定により管理すること</u> <u>機構が必要と認める日においては、上記に掲げる申請を受け付けないこと</u> <u>振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第7章 一般債振替決済取引</p> <p>第7条 抹消申請の委任 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>第8条 元利金の代理受領等 振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同</p>	<p>第7章 一般債振替決済取引</p> <p>第7条 抹消申請の委任 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>第8条 元利金の代理受領等 振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）及び利金を取扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあ</p>

変更後	変更前
<p>じ。)及び利金を取扱うもの(以下「機構関与銘柄」といいます。)の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</p>	<p>るときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</p>
<p style="text-align: center;">第 8 章 投資信託受益権振替決済取引</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 投資信託受益権振替決済取引</p>
<p>第 7 条 抹消申請の委任 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p>	<p>第 7 条 抹消申請の委任 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p>
<p>(「第 9 章 上場投資信託受益権振替決済取引」を削除し「第 5 章 株式等振替決済取引」に統合)</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 上場投資信託受益権振替決済取引</p>
<p style="text-align: center;">第 1 2 章 雑 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 3 章 雑 則</p>
<p>第 1 条 契約の解除 (1) 第 1 章第 2 条 (1) の契約は、次の から__ の場合に解約されます。 ～ (現行どおり) <u>お客様が口座開設申込時(平成 2 2 年 1 2 月 3 1 日までの口座開設を除きます。)に行った確約に関して虚偽の申告を行ったことが認められ、当社が解約を申出た場合</u> __ ～ __ (現行どおり) <u>お客様が当社との取引等に関して脅迫的な言動又は暴力を用いた場合、その他これに類するやむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合</u> __ ～ __ (現行どおり) (2) ～ (6) (現行どおり)</p>	<p>第 1 条 契約の解除 (1) 第 1 章第 2 条 (1) の契約は、次の から__ の場合に解約されます。 ～ (省 略) (新 設) __ ～ __ (省 略) (新 設) __ ～ __ (省 略) (2) ～ (6) (省 略)</p>
<p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p>

外国証券取引口座約款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>第 2 章 外国証券の国内委託取引</p> <p>配当等の処理 第 7 条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) ~ (4) (現 行 ど お り) 2 . ~ 5 . (現 行 ど お り) 6 . 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。 7 . (現 行 ど お り)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 雑 則</p> <p>契約の解除 第 29 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1) ~ (3) (現 行 ど お り) <u>(4) お客様が口座開設申込時（平成 2 2 年 1 2 月 3 1 日までの口座開設を除きます。）に行った確約に関して虚偽の申告を行ったことが認められ、当社が解約を申出たとき</u> (5) ~ (6) (現 行 ど お り) <u>(7) お客様が当社との取引等に関して脅迫的な言動又は暴力を用いた場合、その他これに類するやむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき</u> (8) (現 行 ど お り) 2 . (現 行 ど お り)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第 2 章 外国証券の国内委託取引</p> <p>配当等の処理 第 7 条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) ~ (4) (省 略) 2 . ~ 5 . (省 略) 6 . 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社が行います。 7 . (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 雑 則</p> <p>契約の解除 第 29 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1) ~ (3) (省 略) (新 設) (4) ~ (5) (省 略) (新 設) (6) (省 略) 2 . (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

「外国証券に係る企業内容等の開示について」の新設

新 設
<p>外国証券に係る企業内容等の開示について</p> <p>当社で取扱う外国証券については、一部を除き、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりませんので、ご留意ください。</p>

以 上